

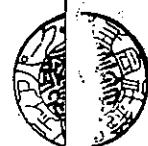
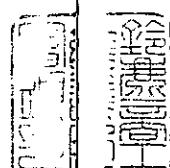
災害時における営業情報に関する
放送サービスの協定書

平成28年8月25日

鈴鹿市

鈴鹿商工会議所

株式会社 鈴鹿メディアパーク



金
式会
場合
る支

(文
第1
2

(目
第2
し
一
す

(業
第3
2
σ
3
參
報
4
の
る

(當
第4
ひ

(對
第5
る
2

災害時における営業情報に関する放送サービスの協定書

鈴鹿市（以下、「甲」という。）と鈴鹿商工会議所（以下、「乙」という。）と株式会社 鈴鹿メディアパーク（以下、「丙」という。）は、市内に災害が発生した場合において、生活環境の向上に必要となる物資やサービスの営業情報に関する支援を連携して実施するため、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

（目的）

第2条 この協定は、災害発生直後から災害対応期、復旧期において、甲が設置した避難所や在宅避難などの状況下で、乙の会員企業の協力のもと、物資やサービスの営業情報を、丙が市民に向けて放送することで、生活環境の向上に資する支援を行うことを目的とする。

（業務範囲）

第3条 甲は、甲の設置した避難所などの要望を丙に連絡する。

2 乙は、乙の会員企業に向けて、平常時からこの協定に関する内容や手続き等の情報を提供する。

3 乙の会員企業のうち、この協定に関する内容に賛同する企業は、丙が定める参加表明書を丙に提出し、災害時には被災状況に応じた物資やサービスの情報提供に努める。

4 丙は、乙の協力のもと、前項の参加表明書をとりまとめ、甲乙と情報共有する。また、災害発生直後から災害対応期、復旧期において、乙の会員企業からの営業情報を丙の放送設備等を利用して広く市民に放送する。

（営業情報）

第4条 営業情報とは、前条第3項に基づき、災害時の取扱品目など営業状況及び営業時間、営業再開予定など市民が必要とする情報をいう。

（対応体制の整備等）

第5条 甲は、乙、丙と協力のうえ、情報共有を含めこの連携体制の確保に努める。

2 乙は、連携体制の確保に資するため、平常時から、連絡体制、連絡方法、連

絡手段、業務責任者等を定め、業務に支障をきたさないよう連絡調整に努める。

(費用負担)

第6条 第4条に規定する営業情報の放送費用については、丙の負担とし、甲乙及び乙の会員企業に費用は生じないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも協定の解除、変更等について申し出がないときは、この協定は任期満了の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙の会員企業及び丙に災害時協力者としてふさわしくない行為があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

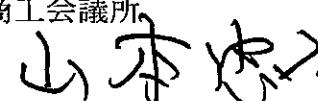
(その他)

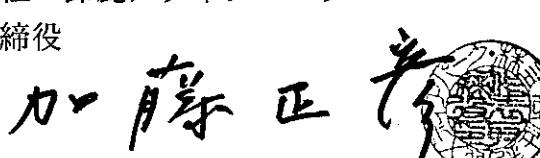
第9条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年8月25日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 

乙 三重県鈴鹿市飯野寺家町816番地
鈴鹿商工会議所
会頭 

丙 三重県鈴鹿市住吉町8947番地
株式会社 鈴鹿メディアパーク
代表取締役 

る。

乙

で
の
起

員
き

き

1

